

2023（令和5）年度

福島大学「学類研究生」出願要項

1．出願資格

次の各号のいずれかに該当する者で、指導を希望する教員の内諾を受けた者

- (1) 大学を卒業した者（見込みの者も含む）
- (2) 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者（見込みの者も含む）
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（見込みの者も含む）
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2．出願手続

(1) 出願書類

出願者は、指導を希望する教員の面接を必ず受けること。（出願者が海外にいる等の理由により直接の面接が不可能な場合は、Webカメラ（スカイプ等）による面接を受けること。）

そのうえで、次の書類を取り揃えて、福島大学教務課教務企画係に出願すること。

郵送の場合は、封筒の表面に「研究生出願書類在中」と明記し、必ず書留郵便にて下記(2)出願期間内に必着のこと。

研究生入学願書

入学願書は、所定の用紙を用い、出願者本人が自筆（パソコン等による作成は不可）で記入し、指導予定教員の内諾を得た上、署名・認印を受けること。

研究計画書及び論文要旨

- ・研究計画書は、所定の用紙を用い、これまでの研究内容及び将来の研究計画について出願者本人が自筆（パソコン等による作成は不可）で具体的に書くこと。また、指導予定教員の内諾を得た上で、署名・認印を受けること。
- ・論文要旨については、出身大学の卒業論文、又はそれに準ずる研究論文等の要旨を提出すること。

検定料 9,800円

- ・本学所定の用紙「福島大学（研究生）検定料納入書【大学提出用】」に、必要事項を記入の上、金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く。）の窓口で振り込むこと。なお、ATM、インターネットバンキング等は、出願者を特定できなくなる恐れがあるため、使用しないこと。
- ・振込後、「福島大学（研究生）検定料納入書【大学提出用】」を出願書類とともに提出すること。
- ・出願者氏名欄は、必ず出願者の氏名を記入すること。
- ・新規入国者（海外出願者）の検定料振込は、日本国内の保証人等に代行してもらうこと。

【検定料受付期間】

4月入学

新規入国者（海外出願者）：令和 4年11月1日（火）～11月30日（水）

日本人及び日本在留外国人：令和 5年2月13日（月）～ 2月22日（水）

10月入学

新規入国者（海外出願者）：令和 5年5月8日（月）～ 5月31日（水）

日本人及び日本在留外国人：令和 5年8月21日（月）～ 8月31日（木）

最終学校の卒業（見込み）証明書及び成績証明書

卒業（見込み）証明書は、授与された（授与される見込みの）学位の専攻分野の名称が明記されているもの。

見込みの者は、入学後に卒業証明書を提出すること。

「在留カードの写し」（表裏両面）及び「旅券の写し」（写真が掲載されているページ）

外国人のみ提出すること。

新規入国者については、入国後すぐに「旅券の写し」を提出すること。「在留カードの写し」は在留カードが発行され次第すぐに提出すること。

日本語能力試験「N2」合格証明書

在留資格認定証明書交付申請書

経費支弁者の在職証明書および資金残高が確認できる書類

選考結果等通知用封筒

角2号の封筒に宛名明記，460円切手貼付

提出書類は全て日本語で記載すること。外国語の書類は、その日本語訳を添付すること。また、指導予定教員と連絡が取れない場合は事前に相談すること。

及び は、出願時に海外に在住しており、「留学」の在留資格を申請し査証を取得する者で、合格後に、本学による在留資格認定証明書交付申請の取次を希望する者のみ提出すること。

（2）出願期間

4月入学

新規入国者（海外出願者）：令和 4年11月1日（火）～11月30日（水）

日本人及び日本在留外国人：令和 5年2月13日（月）～ 2月22日（水）

10月入学

新規入国者（海外出願者）：令和 5年5月8日（月）～ 5月31日（水）

日本人及び日本在留外国人：令和 5年8月21日（月）～ 8月31日（木）

教務課窓口時間：月～金曜日（土日祝除く） 9：00～12：30，13：30～17：00

(3) 願書提出先

〒 960-1296 福島県福島市金谷川1番地 福島大学教務課教務企画係
024 - 548 - 8053

3. 選考結果

選考に合格した者には、選考合格通知書（在留資格「留学」を得る予定の者には入学予定証明書を含む）及び入学手続きに関する書類を送付する。

4. 入学料及び授業料（予定）

(1) 入学料 84,600円

納入時期は、4月入学者は3月下旬、10月入学者は9月下旬。具体的な期間は、大学から送付する納入書で通知する。

指定された期間内に入学料納入を含む入学手続きをとらなかった者については、入学を取消す。

(2) 授業料

年間：346,800円（月額28,900円）

半期：173,400円（6ヶ月分）

納入は半期毎。納入時期は、4月入学者は3月下旬、10月入学者は9月下旬。具体的な期間は、大学から送付する納入書で通知する。

(3) 出願書類，検定料，入学料，授業料について，提出・納入後の返還はしない。

5. その他

(1) 研究指導教員については福島大学ホームページに掲載されているので必要に応じて参照すること。（<https://www.fukushima-u.ac.jp/research/search/>）

(2) 研究生の在籍期間は1年以内とする。ただし、研究上必要のある場合は、指導教員の承認を得て、1回に限り、1年を限度として在籍期間を延長することができる。（研究課題，指導教員等を変更する場合は、新たに出願すること。）

延長を希望する場合には、本人が必ず教務課へ研究終了3ヶ月前に「在籍期間延長願」を提出すること。

(3) 研究生は、指導教員のもとで研究主題の指導を受けるとともに、関連科目の講義を聴講することができる。ただし、聴講した科目の単位は修得できない。

(4) 留学に関する必要な情報は「福島大学国際交流センター」ホームページを参照すること。（<http://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp>）

(5) 研究生は、JRの学割は適用されない。

(6) 自国政府，日本国政府，又は地方公共団体等の推薦を得，それらの政府及び団体より学費等の支弁を得て本学の研究生となることを希望する者については，この出願要項によらず研究を許可する場合がある。

(7) その他不明な事項については，福島大学教務課教務企画係へメールにて問い合わせること。

福島大学教務課教務企画係（共通講義棟 S棟2階）

月～金曜日 9：00～12：30、13：30～17：00

TEL 024 - 548 - 8053

Mail k-kikaku@adb.fukushima-u.ac.jp